

食品接触材料用リサイクルプラスチック材料の適合性評価に関する取組みについて 化学研究評価機構

2023年11月30日に改正された食品衛生法ポジティブリスト(国PL)に基材としてポリエチレンテレフタレート(PET)とポリスチレン(PS)の物理的再生処理が盛り込まれるとともに、2024年3月28日に「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」(リサイクル指針)が示され、食品用器具及び容器包装の原材料として『リサイクル材料』を使用する際の国PLへの適合及び食品衛生法施行規則第66条の5第2項(適正製造管理基準)に規定する食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な管理の水準に関する要件が定められました。

こうした状況を受け、弊機構(JCII)では、国PL制度が完全施行される2025年6月に向けて、リサイクル指針に則したリサイクル材料の第三者製品認証を開始しました。また、リサイクル材料をサプライチェーンにおける国PL適合の情報伝達の制度である適合確認書制度の対象とするにあたり、これがリサイクル指針に適合していることを第三者認証機関の製品認証書で確認することとしました。JCIIでは、これらの取組みによって、原材料から中間加工品、器具・容器包装に至るまでのサプライチェーン全体において、国PL及びリサイクル指針に適合したリサイクル材料の利用促進に貢献していきます。

1. 食品接触材料用リサイクルプラスチック材料の第三者製品認証について

高分子試験・評価センターが実施する第三者製品認証では、リサイクル指針に沿った規格(認証規格「食品接触材料用リサイクルプラスチック材料 - ポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体」)を制定し、その規格を満足したリサイクル材料に認証を付与します。これにより、リサイクル材料製造事業者は、食品用器具及び容器包装製造事業者(器具・容器包装製造事業者)に対して、リサイクル材料についてのリサイクル指針適合の情報を提供することができ、器具・容器包装製造事業者はその情報を受け取ることで適正製造管理基準を順守することが可能となります。

高分子試験・評価センターは、この認証制度によって器具・容器包装製造事業者によるリサイクル材料の活用を支援することで、国内での食品接触材料に用いるリサイクル材料の普及に貢献していきます。また、第三者製品認証の透明性及び信頼性の向上のため、製品認証機関に対する要求事項であるISO17065の認定取得を目指します。

(1) 認証範囲と対象

認証範囲は、回収されたPET及びPSを用いて製造されたリサイクル製品(その製造工程も含む)とし、認証対象は、ポストコンシューマ材料を回収材として物理的再生処理した食品接触材料用リサイクル材料

(2) 認証規格

食品接触材料用リサイクルプラスチック材料 - ポストコンシューマ材料を物理的再生処理した重合体

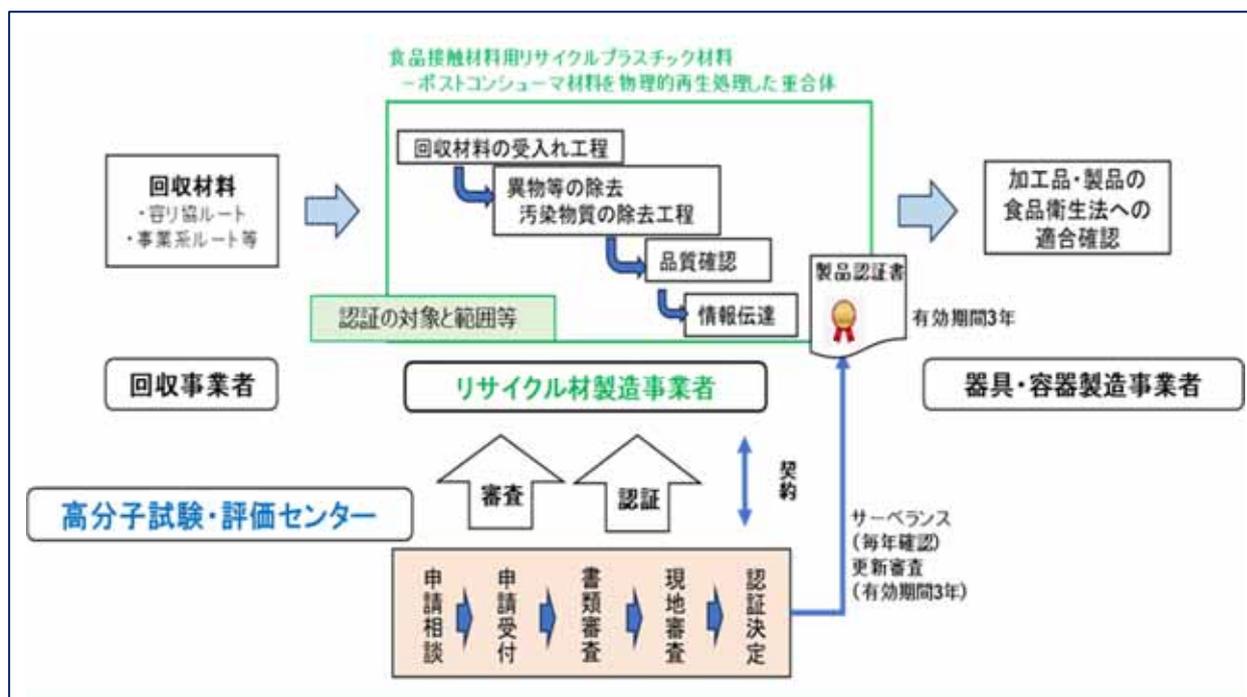
(3) サーベイランス

認証規格への継続的な適合性確認審査 (毎年)

(4) 認証の有効期間

有効期間は3年

更新手続き・審査により認証継続



詳細は、弊機構HP (<https://www.jcii.or.jp/pages/376/>) をご覧ください。

お問合せ、認証の受付等は、高分子試験・評価センター 認証業務室(r_ninsyou@jcii.or.jp)まで。

2. 食品接触材料用リサイクルプラスチック材料の適合確認に関する情報伝達について

食品接触材料安全センターでは、会員組織である食品接触材料安全センター協議会の正会員を対象として、国PL制度に適合していること等の情報伝達のため、適合確認に関する書面を交付しています。2024年1月からは、改正国PLへの適合に関する制度的な枠組みとして適合確認書制度を運用しています。

今般、PETとPSの物理的再生処理が国PLに盛り込まれたことを受けて、リサイクル指針に適合していることを示す第三者製品認証を受けたリサイクル材料についても適合確認書制度の対象とし、2025年2月に申請の受付を開始しました。

(1) 適合確認書制度へのリサイクル材料の追加

リサイクル指針に適合した第三者製品認証を取得しているリサイクル材料を適合確認書制度の対象とするため、安全センター協議会の関係委員会における審議を経て、規程類を改正しました。

(2) リサイクル材料の識別

リサイクル材料を含む適合確認書が識別できるように、適合確認書の一覧表で使用している分類記号等を改正しました。

(3) 定期検査

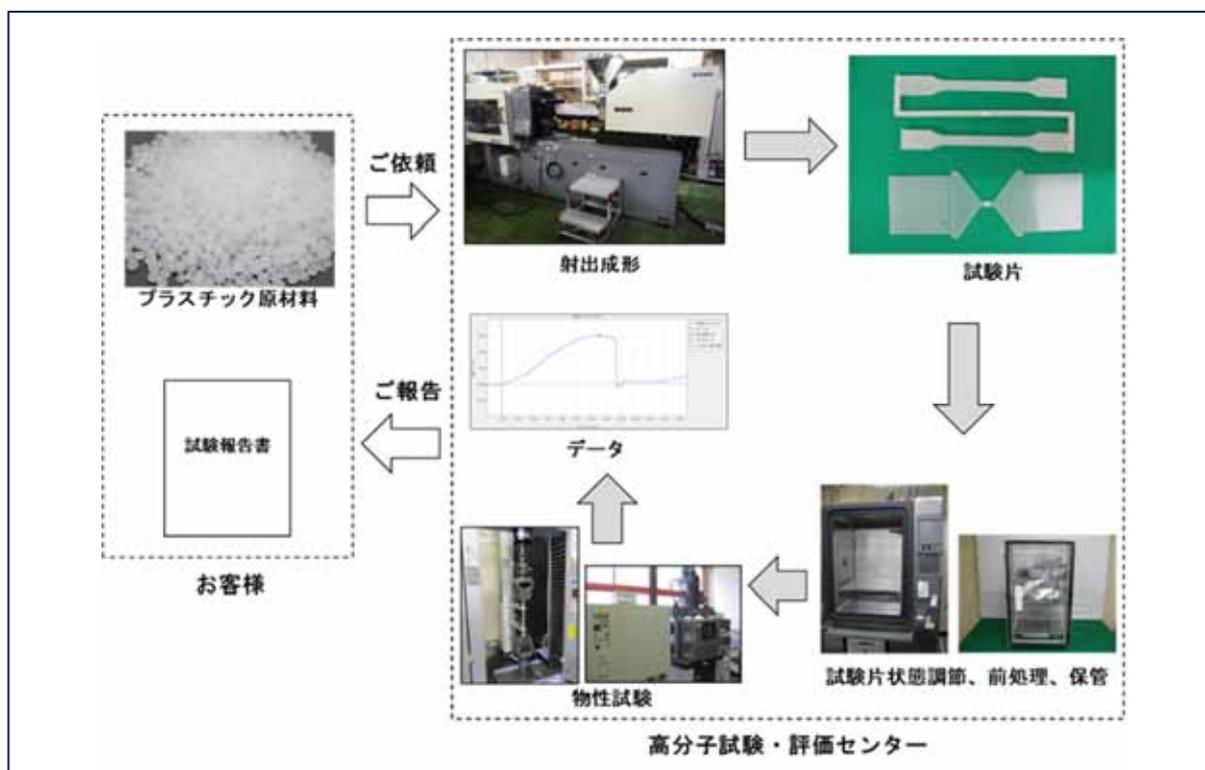
リサイクル材料についても、信頼性を高めるために実施している定期検査（毎年）の対象とします。

射出成形から基礎物性評価までのワンストップサービス

高分子試験・評価センター

高分子試験・評価センターでは、熱可塑性のプラスチックの基礎物性の評価の利便性向上を目的として、原材料の射出成形から物性試験までのワンストップサービス業務を開始してお客様にご利用いただいております。射出成形による試験片作製、試験片の状態調節、物性試験までを JIS (ISO) や ASTM 規格に準じてワンストップで行いますので、さまざまな工業部品や日用品、雑貨等に用いられるプラスチック材料が要求仕様を満たしているかの確認やプラスチック材料の選定の際にご活用いただけます。

熱可塑性のプラスチック材料の機械的性質や熱的性質などの基礎物性を適切に評価するためには、射出成形や試験片の状態調節、個々の物性試験を規格に準じて行うことが重要です。JIS 規格では、射出成形の条件や、試験片の状態調節、個々の物性試験条件等が、プラスチックの種類によって細かく決められています。その理由は、熱可塑性のプラスチックの基礎物性値がそれらの条件に大きく依存するからです。



原材料から成形した試験片で物性試験を行いデータが得られたとしても、それらの個々の条件が規格から逸脱していた場合、再現性のないデータになる等のリスクがあります。成形から物性試験までのすべてを規格に準じて行うことで信頼性の高い評価を得ることができます。

ワンストップサービスのお客様のご利用事例として、プラスチック成形品の材料選定や現在お使いのプラスチック原材料が要求仕様を満たしているかの確認の他に、プラスチックリサイクル材料の品質確認のお問い合わせも増えてきております。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、今後益々リサイクル材料の使用は増えてくることが予想されますが、それらの強度等の基礎物性は不安定になるリスクがありますので、定期的に品質を確認しておくことが重要です。

当センターで保有している射出成形機や金型の仕様等により、熱可塑性のプラスチックの種類によっては射出成形に対応できない場合もございます。射出成形から基礎物性評価までのワンストップサービスについては、事前にお問い合わせください。

(お問い合わせ)

高分子試験・評価センター 大阪事業所

〒577-0065 大阪府東大阪市高井田中 1-5-3 東大阪市立産業技術支援センター内

TEL:06-6788-8134 FAX:06-6788-7891 E-mail: osaka@jcii.or.jp

生分解性試験のご案内

高分子試験・評価センター

高分子試験・評価センターでは、環境に優しいプラスチックに対する消費者の意識の変化や環境問題への関心の高まりを受け、環境負荷が小さい素材の生分解性プラスチックのコンポストを用いた生分解性試験 JIS K 6953-2(ISO 14855-2)の受託サービスを開始いたしました。また、外部協力機関との連携により、深刻な海洋汚染問題への対応に重要な海洋生分解性プラスチックの試験も受託可能となりました。

これにより、お客様の製品開発や改良における環境性能評価を、より幅広くサポートいたします。

1. 生分解性試験の重要性

生分解性試験は、製品が自然環境中で微生物によって有機物を水と二酸化炭素に分解される程度を評価する重要な試験です。近年、プラスチックごみ問題が深刻化する中、生分解性を有する製品へのニーズはますます高まっています。生分解性試験は、製品開発における環境性能を客観的に評価し、環境負荷低減への貢献を明確にするための重要な手法のひとつとして注目されている試験です。

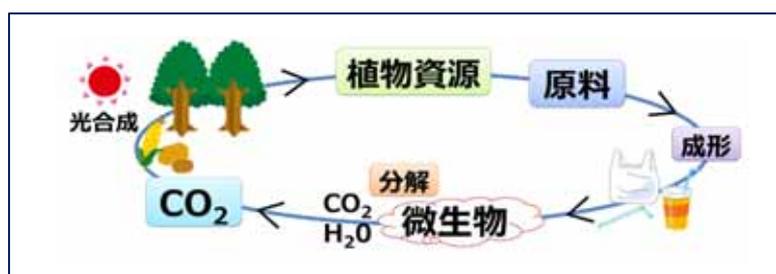


図 生分解性プラスチックの環境循環

2. 受託試験の内容

高分子試験・評価センターでは、お客様の様々なニーズに対応するため、以下の生分解性試験を受託しております。

コンポストを用いた生分解性試験 (JIS K 6953-2(ISO 14855-2)準拠) 堆肥化可能な製品開発を支援

- ・管理されたコンポスト条件下における生分解性プラスチックの生分解度を評価します。
- ・堆肥化可能な生分解性プラスチック製品の開発・評価に有用です。

材質	試験規格	植種源	試験温度	試験期間
生分解性プラスチック	JIS K 6953-2 (ISO 14855-2)	コンポスト	58 ±2	~6 カ月*1

*1 定常期に早く至った場合は、試験期間を短縮可

海洋生分解性プラスチック試験 海洋環境への影響を評価 (外部協力機関との連携)

- ・海洋生分解性プラスチックの生分解度を評価します。
- ・海洋汚染問題への対応として、海洋生分解性プラスチックの開発・評価に不可欠です。

生分解性試験に関するご相談、ご質問やご不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ)

高分子試験・評価センター東京事業所

E-mail : tokyo@jcii.or.jp TEL : 03-3527-5115 FAX : 03-3527-5116

大阪バイオプラスチック展示・商談会の出展について

高分子試験・評価センター

2月21日にマイドームおおさかにおいて開催されます『2025 バイオプラスチック展示・商談会』に出展いたします。生分解性試験やプラスチックの成形加工から物性評価、製品の耐久性、品質評価までのワンストップサービスについてご案内させていただきますので、皆様のご来場をお待ちしております。

<2025 大阪バイオプラスチックビジネス展示・商談会 開催概要>

- ・開催日時 2025年2月21日(金) 12:30~17:00
- ・開催場所 マイドームおおさか 1階展示ホール(大阪市中央区本町橋2-5)
- ・参加費 無料
- ・申込方法 申込フォーム専用サイトからお申し込みください。
(https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSduY9nzFX_NW0Zats6kcTTD8Vf88jXUvL79EhV01bQ9L_dptg/viewform)
- ・主催 大阪府 (https://www.pref.osaka.lg.jp/hodo/fumin/o110020/prs_51138.html)

1. 確認証明書の経緯

旧ポリ衛協の発行した有効期限の記載してある確認証明書は、ポジティブリスト制度施行（2020年6月1日）時より前に発行されたものであり、施行日前に使用実績のある経過措置対象であることの証憑としてのみ利用可能ですが、2025年6月1日以降も使用する場合には切替再交付が必要です。

切替再交付を完了していない登録品(未切替登録品)をお持ちの会員様には最終調査を行います。詳しくは食品接触材料安全センター 会員ページをご確認ください。

旧ポリオレフィン等衛生協議会の発行したものを含め、2020年（令和2年）6月1日以降2023年（令和5年）12月までに発行されたものは、自主基準に加え経過措置期間の国のポジティブリスト適合を確認したものです。食品接触材料安全センターは2021年（令和3年）4月より当該業務を承継しております。

なお、2023年（令和5年）11月30日に、2025年（令和7年）6月1日施行の改正ポジティブリストが告示されたことを受けて、2025年（令和7年）6月1日以降もポジティブリストに適合している（添加剤の場合は収載されている又は天然物等として使用可である）ことを確認したものに対して、2024年1月に、新しい確認証明書に差替えを行っております。発行日をご確認ください。

確認証明書は申請者のご事情により、廃止、更新、新規対応が常時行われております。よって、誤解を招く恐れが無いように、有効期限は表示しておりません。

ご認識されている確認証明書が有効か否かは、都度供給者にご確認されることをお勧めいたします。

なお、正会員は会員ページにて確認証明書登録一覧を閲覧することができますので、有効性、法対応状況を任意に確認することができます。

2. 確認証明書の種類

[A 確認証明書]、[C 確認証明書]（合成樹脂（原料）や合成樹脂を加工した製品に関するもの）は、国ポジティブリスト及びJCI 自主基準に適合していることを示します。

[B 確認証明書]は添加剤（自主基準上の添加剤：マスターバッチ等を含む）です。そのもの単独では適合しているとは言えませんが、制限値以内で適切に使用された場合、その配合物は国ポジティブリスト及びJCI 自主基準に適合します。

[A 確認証明書]の合成樹脂に、[B 確認証明書]の添加剤を配合する場合、成分の重複などで制限値を超える可能性があります。配合品の組成で改めて適合性を確認する必要があります。

2024年度事業計画に示された食品接触材料分野における国際ネットワーク作りの一環として、この国際カンファレンスに参加することで、欧州規制動向の最新情報を知るとともに、キーパーソンとのネットワーク作りに資するものとなりましたので紹介します。

1. 開催日と開催地、参加者

- ・開催日と開催地：9/24(火)～9/26(木)、イタリア Baveno (ミラノからタクシーで40分、スイス国境付近)。右に地図を示す。



2. 本カンファレンスの経緯

- ・Dr.L.Rossi(＊)の主導により十数年前に設立され、イタリア分析研究所が事務局を担当して今回11回目となる。
- (＊) 今回の会議冒頭に、2024年8月にDr.L.Rossiが亡くなったとの報告があった。氏は、欧州委員会健康総局事務局長を経て2006年よりK&HのIndependent Strategic Advisorに就任した。2007年以降ほぼ毎年来日され、当時の衛生協議会のシンポジウムなどで欧州の規制動向を紹介してきた。

3. 会議概要

- ・参加者：約120人(主に欧州の関係企業、関係業界団体、試験・検査機関、コンサル会社、法律事務所、日本からはJCIIの他に食品関係者が参加)
- ・会場：Grand Hotel Dino(右の写真)
- ・議長：Dario Dainelli氏(コンサル会社のオーナー兼最高経営責任者、以前、米国包装会社に勤務)。Dainelli氏は、事実上本会議におけるRossi氏の後継者であり、欧州域内で広い人脈を有する。
- ・講演：挨拶などを除き21講演(尚、発表者の都合で2講演はテーマ変更となった)イタリア、ベルギー、ドイツ、イギリス、アイルランド、フィンランド、スイス等からブレゼンがあり、講演内容は大きく分けて以下の項目に関するものであった。
 - a) 食品接触材料に関する欧州の政策・規制動向とその影響
 - b) 包装・包装廃棄物規則(PPWR)及びEUリサイクル規則(2022/1616)関係
 - c) 安全性・リスク評価関係
 - d) 情報伝達のデジタル化
 - e) ケミカルリサイクル技術
 - f) プラスチック以外の素材

